

諮問庁：秋田県知事

諮問日：令和6年 8月19日（諮問第139号）

答申日：令和6年12月26日（答申第 99号）

事件名：用地測量図面の部分公開決定処分に対する審査請求に関する件

答 申

第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が、「秋ノ宮・真木ノ沢川に係る用地測量図面（真木ノ沢（昭和57年度当時のもの）及び真木小沢（昭和60年度当時のもの）」（以下「本件対象文書」という。）について非公開とした部分のうち、本件対象文書を作成した当時の不動産登記簿に登記されて公示されている土地所有者の氏名及び地目については公開すべきである。

実施機関がその他の部分を非公開としたことは妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、令和6年5月7日、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し本件対象文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、令和6年5月21日、本件公開請求に対し、条例第10条第1項の規定に基づき、行政文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和6年6月11日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

審査庁（実施機関）は、令和6年8月19日、条例第15条第1項の規定に基づき、本件審査請求について、秋田県情報公開審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人に対する本件処分を取り消すとの裁決を求める、というものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求人から提出された審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関から、本件公開請求について、本件処分を受けた。
- (2) 実施機関は、その理由を秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例（平成10年秋田県条例第38号）による改正前の秋田県公文書公開条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項第1号に該当し個人に関する情報であって特定の個人及び個人の資産が識別され、又は識別され得るものに該当するためとしている。
- (3) しかしながら、旧条例第6条第1項第1号では法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものは個人情報から除外されている。

情報公開法制の確立に関する意見（平成8年12月16日行政改革委員会）の意見でも法令の規定により公にされている情報（登記簿に登記されている法人の役員に関する情報、不動産の権利に係る情報等）は、一般に公表されている情報であり、これを開示することにより個人のプライバシーを害する恐れがあるとしても、受忍すべき範囲であるとなっている。

又、最高裁判所（平成15年（行ヒ）295）の判例でも土地の所在及び地積、同土地上の建物も所在地及び面積並びに当該個人地権者の住所及び氏名に関する情報は個人に関する情報であり特定の個人が識別される情報に当たる。

しかし、土地の所在、地番及び地積、地権者の住所、氏名は不動産登記簿に登記され公示されている為法令等の規定により何人でも閲覧することができる情報に当たり非開示情報に該当しないとなっている。

本件処分は、条例の適用が誤りである。

- (4) 本件処分により、審査請求人は、県民の知る権利を侵害されている。
- (5) 以上の点から、本件処分の取消しを求めるため、本審査請求を提起した。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨に対する弁明

(1) 非公開情報の判断理由

旧条例第6条では、「実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公文書の公開をしないことができる。」と規定し、同条第1項第1号では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」、第2号では「法人その他団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められるもの」、第3号では「県の機関が国又は他の地方公共団体の機関と協力して行う事務又は県の機関が国等の機関から協議、委任、依頼等を受けた事務に関する情報であって、公開することが当該事務の条件若しくは趣旨に明らかに反することになり、又は国等との協力関係若しくは信頼関係を著しく損なうことになると認められるもの」と規定している。

これらを受け、本件対象文書のうち、官報に掲載された砂防指定の告示に係る土地の地番及び法人に関わる情報（法人名及び地目）は公開し、それ以外の土地の所有者氏名及び地目は非公開としたものである。

また、審査請求人が公開を求めているのは、測量図面に記載された特定の土地地番の所有者氏名及び地目である。これらは特定の個人に結びつく情報であり、一般的に不動産登記簿で閲覧できるからといって、記載された特定の土地地番に関する情報を無条件に公にしても良いということにはならず、それらの情報が保護すべき個人情報に該当するかどうかは個別に判断されるべきものである。

本件対象文書は、砂防工事に係る用地買収のために作成された測量図面であり、この用地買収の対象となる土地に関する情報は、縦覧等の制度によって公にされるものではない。当該用地買収に係る土地所有者等の個人情報明らかになると、単に不動産の権利関係に関する情報が明ら

かになるだけでなく、他の行政文書に記録された情報等と照合することにより当該用地買収に係る契約等に関する個人情報も明らかになる可能性があるから、本件対象文書に記録された土地所有者等の個人情報が不動産登記簿によって閲覧できる情報であるとしても、本件対象文書の公開の可否の判断においては、なお保護すべき個人情報に該当する。審査請求人が示している旧奈良県情報公開条例の事案について判断された最高裁判所第3小法廷平成17年10月11日判決（平成15年（行ヒ）第295号、第296号）とは事案が異なるものであり、保護すべき個人情報に該当するかどうかを個別に判断することを否定したものではないから、同判決の判断は本件には該当しない。

(2) 県民の知る権利は侵害されていないことの判断理由

不動産登記は、不動産（土地や建物）の所在や面積のほか、所有者の住所・氏名などを登記官（法務局職員）が登記簿に記録し、広く国民に公示（公開）しているため、法務局で必要な手続きをすれば、誰でも権利関係などの状況を確認することができる。

つまり、審査請求人が法務局で必要な手続きをすれば、不動産の権利関係などの状況を確認することが可能であり、「本件処分により、県民の知る権利を侵害されている。」という主張は当たらない。

2 意見陳述による説明

用地測量図を作成する際は、不動産登記簿謄本と公図を基に作成している。審査請求人が示した最高裁判決の事案と作成方法は同じである。ただ、本件対象文書は公にすることを目的として作成したものではないので、過去の答申に従い、土地所有者の氏名について大方非公開としたものである。

本件処分の非公開部分には、登記名義人の氏名が記載されている部分が含まれている。登記名義人が亡くなっている場合の実所有者や借地人の氏名が記載されている部分は登記簿で確認することはできないものである。

第5 調査審議の経過

- 1 令和 6年 8月21日 諮問の受付
- 2 同 年 9月13日 審議
- 3 同 年10月17日 実施機関による意見陳述
- 4 同 年11月21日 審議
- 5 同 年12月20日 審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件処分及び審査請求の概要

実施機関は、本件対象文書を秋ノ宮・真木ノ沢川に係る用地測量図面（真木ノ沢(昭和57年度当時のもの)及び真木小沢(昭和60年度当時のもの)）と特定した上で、旧条例第6条第1項第1号に該当するとして、土地所有者及び土地借地人の氏名並びに地目について非公開としたものである。

これに対し、審査請求人は、旧条例第6条第1項第1号では法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものは非公開情報から除外されており、最高裁判所の判例でも不動産登記簿に登記され公示されている情報は、法令等の規定により何人でも閲覧することができる情報に当たり非開示情報に該当しないとなっていることから、本件処分は条例の適用が誤りである旨主張している。

2 旧条例第6条第1項第1号該当性について

- (1) 旧条例第6条第1項第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものを非公開情報としている。

本号は、プライバシー保護の観点から個人に関する情報は原則非公開とする旨を定めたものであるが、一方で、同号ただし書きでは、(一)「法令又は条例の定めるところにより何人でも閲覧することができるもの」、(二)「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得したもの」、(三)「法令又は条例の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」のいずれかに該当する場合は例外として公開することとし、個人に関する情報であっても明らかにプライバシーの侵害にならないものや、公益上公開の必要があるものについては、公開を認めることとして、「原則公開」と「プライバシー保護」の調整を図っているものである。

- (2) 本件処分において実施機関が非公開とした情報は、土地所有者及び土地借地人の氏名並びに地目である。したがって、当該情報は個人に関するものであって特定の個人が識別され、又は識別され得るものに当たる。

しかし、実施機関の説明によれば、用地測量図を作成する際は、不動産登記簿謄本と公図を基に作成するというのであり、本件処分の非公開部

